

平成 26 年度事業計画書

(平成 26 年 4 月 1 日より平成 27 年 3 月 31 日)

公益財団法人自然農法国際研究開発センター

I. 基本方針

自然や命を軽視した経済至上主義のもとで現代科学技術は、大量生産・大量消費・大量破棄の社会経済構造をもたらした。その結果、農業の持続的発展が危ぶまれると共に近年環境問題や健康・食の安全等様々な問題が増大してきている。

本財団は、これらの問題に鑑み、食料の安全性の確保、生産の省エネルギー化・低コスト化、資源の有効利用及び農山村の活性化の観点に立って、地域の実情に応じて自然の生態系を利用した持続可能な生産技術体系である自然農法の研究開発とその国内外における普及を図り、自然環境の保全、農業・農村の振興ならびに安全かつ良質な農産物の供給に資することによって、社会における健康的な食生活の一層の定着促進に寄与する。

本年は、公益法人移行3年目として、研究開発事業においては農水委託事業はじめ研究課題の目標実現、普及事業においては国内外における普及情報の収集と発信、有機農業支援事業においては国が進める有機農業への支援事業をさらに充実させ、より一層の社会貢献を果たすものとする。

II. 事業内容

1. 自然農法の研究開発に関する事業（公益目的事業1）

1) 自然農法の研究開発事業

- (1) 水田雑草を制御する土壌機能の解明および育土・栽培に関する研究
- (2) 自然農法作物の品質特性と生理特性に関する研究
- (3) 育土における土壌生物の役割の研究
- (4) 自然農法栽培土壌の特性と農産物の品質の明確化に関する研究
- (5) 自然農法に適する品種の育成と利用に関する研究
- (6) 望ましい耕地生態系を誘導し制御する育土・栽培技術の研究
- (7) 自然農法の情報発信に関する研究
- (8) 自然農法栽培体系確立に向けたプロジェクト研究
- (9) 研究成果の公表

2) 自然農法種子の品種育成事業

- (1) 自然農法品種の育成
- (2) 自然農法種子の生産と採種農家の育成
- (3) 自然農法種子の普及

3) 研修事業

- (1) 自然農法後継者等の育成
- (2) 見学者の受け入れと講師派遣

2. 自然農法の普及に関する事業（公益目的事業2）

1) 自然農法の実用化の推進事業

- (1) 知多草木農場圃場による実証展示
- (2) 農家圃場における実証展示
- (3) 実証圃場における講習会の開催

- (4) 講習会への講師派遣
- 2) 自然農法の啓発普及事業
 - (1) 機関誌「自然農法」および書籍の発行
 - (2) シンポジウムの開催
- 3) 海外における実用化の推進と普及啓発事業
 - (1) 自然農法の実用化の推進
 - (2) 自然農法の普及啓発

3. 有機農業の分野における認定制度の運営及び交流、支援に関する事業 (公益目的事業3)

- 1) 有機 JAS 認定事業
- 2) 有機農業分野における交流、支援事業

III. 事業内容の詳細

1. 自然農法の研究開発に関する事業 (公益目的事業1)

基本方針

育土(土づくり)および耕地生態系の育成を基本とし、自然の物質循環を軸に、自然の機能を最大限に活かし、農業経営を改善する栽培体系を確立するとともに、自然農法向き品種の育成、植物体の成分・品質や生理の面から健康な作物生産の実態を明らかにし、土壌環境の管理指標を策定し栽培の安定化に貢献する。自然農法栽培の体系化のための、プロジェクト研究を進め、外部との共同研究や委託研究を行う。研究開発された技術情報を積極的に公表し、併せて自然農法を担う後継者の育成を行う。

1) 自然農法の研究開発事業

人の健康を支える作物の特性とその生産方式を明らかにし、安定的な耕地生態系の制御技術を確認する。育成品種や栽培技術体系の提示、および自然農法に関する情報発信と人材交流による流通支援を通して、総合的モデル化とその実証に重点をおいた実用研究を進める。

- (1) 水田雑草を制御する土壌機能の解明および育土・栽培に関する研究
自然農法の普及拡大に貢献する実用化技術開発を柱とした栽培技術体系化を進める。
- (2) 自然農法作物の品質特性と生理特性に関する研究
植物の成分や栄養代謝などの生理面から健康な作物の生産方法を明らかにする。
- (3) 育土における土壌生物の役割の研究
自然農法圃場の土壌生物相やその役割を把握し生きている土の実態を明らかにする。
- (4) 自然農法栽培土壌の特性と農産物の品質の明確化に関する研究
土壌や作物の分析・診断により、作物生産の基盤である「健康な土壌」の姿を提示する。水稻およびキャベツ栽培の土壌および作物体の実用的な診断技術を開発する。
- (5) 自然農法に適する品種の育成と利用に関する研究

生態系機能を有効に利活用し、少肥性でストレスや病害虫に強く、省力化と低コスト化ができる高品質の品種や、自家採種の素材となる品種を開発し、育成品種の特徴を明らかにする。

- (6) 望ましい耕地生態系を誘導し制御する育土・栽培技術の研究
輪作やイネ科作物を入れた二毛作を柱とした土壌管理体系により、圃場生態系の制御を通じた野菜作の病虫害制御技術を開発する。
- (7) 自然農法の情報発信に関する研究
自然農法野菜および米・ダイズの消費利用を通して自然農法農産物および自然農法に対する消費者の関心や期待について整理し、情報発信のあり方を明らかにする。
- (8) 自然農法栽培体系確立に向けたプロジェクト研究
キャベツ栽培およびダイズ栽培について 2011～2015 年の期間に体系を確立する。
2013 年～2015 年に有機水稻栽培について、農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業を利用し実用技術を開発する。
- (9) 研究成果の公表
機関誌『自然農法』などでの公表や関係学会あるいは共催する講演会等で、講演発表や論文投稿を通じ成果の公表を行う。

2) 自然農法種子の品種育成事業

自然農法や有機農業に適した品種の育成および農家や家庭菜園実施者への育成種子の頒布や技術情報の配信を通じて、自然農法や有機農業の普及拡大に貢献する。

- (1) 自然農法品種の育成
自然農法に適する品種の育成と利用に関する研究を通して、生態系機能を有効に利活用する低投入栽培や自家採種に適する品種を育成する。
- (2) 自然農法種子の生産と採種農家の育成
自然農法育成品種の種子生産の向上をはかり、自然農法採種農家を育成し、種子の安定供給を確保する。
- (3) 自然農法種子の普及
自然農法種子を農家、家庭菜園実施者の利用に供し、利用状況の調査および自家採種技術の指導を通して自然農法種子の普及をはかる。

3) 研修事業

- (1) 自然農法後継者等の育成
国内外において自然農法研修を希望する就農予定者や農業に関係する職を目指す、自然農法の後継者を育てる。短期研修及び本科研修制度を通じて、自然農法の基本的な栽培技術や考え方を学ぶ機会を提供し、実技研修を行う。また、国内外の自然農法・有機農業を推進する機関の要望に応じ、受託研修を実施する。
- (2) 見学者の受け入れと講師派遣
水稻、各種野菜展示圃場を一般に公開し、説明するとともに、内外の施設を利用した自然農法の研究開発に関する講演等を行い、講師の派遣要請に応える。

2. 自然農法の普及に関する事業（公益目的事業2）

基本方針

国内外において、地域の自然農法に係わる情報を収集・整理し、研究開発事業で得た成果をもとに、地域に即した自然農法の実用化の推進を図るとともに、実用化技術や農家技術事例および「環境」「農」「食」「健康」に関する有益な情報を収集発信する。

平成26年度は、前年度事業を継続しつつ、より一層の充実を図る。

1) 自然農法の実用化の推進事業

研究開発で得た各種研究情報を元に、地域の諸条件を活かした自然農法の実用化を図るため、各圃場による実証展示および技術交流会などの講習会を開催する。また、自然農法の技術に関する講師の派遣要請に応えるとともに、普及員（ボランティア）の充実を行い事業の推進を図る。

(1) 知多草木農場圃場による実証展示

- ①水稲作における稲わらの分解促進と田植え後有機物田面施用による抑草技術並びに財団育成品種の展示
- ②野菜類栽培における草生および地域有機物を利用した育土法並びに財団育成品種の比較展示および当該地域における作付体系の検討
- ③育苗技術の整理・展示および果菜類苗の頒布
- ④富士式地下灌漑法導入による田畑輪換作付けの展示
- ⑤体験実習希望者の受け入れ
- ⑥農場の見学会の開催

(2) 農家圃場における実証展示

全国の協力農家において自然農法による水稲または畑作、野菜類栽培を実証展示し、当該地域に公開する。

実証圃場農家の認定を順次行い、6カ所で現地実証試験栽培を行う。また全国の協力農家について基礎調査を継続する。

(3) 実証圃場における講習会の開催

自然農法技術の講習会（技術交流会）を、当該地域の生産者などを対象に開催し、併せて視察・講習のための資料集を作成する。

全国10会場で、水稲畑作を中心とした総計370名規模の技術交流会を開催する。

(4) 講習会への講師の派遣

各地域での実用化を推進するため、講師派遣要請に基づいて講師を派遣する。

2) 自然農法の啓発普及事業

自然農法に係わる情報を発信するとともに、「環境」「農」「食」「健康」に関するシンポジウムを開催し、生産者・消費者に広く自然農法の啓発普及を行う。

(1) 機関誌「自然農法」および書籍の発行

①自然農法誌発行

本財団の事業成果や関係する有益な情報を掲載し、年2回発行する。

本機関誌は国会図書館、農水省各農政局、各都道府県、各農学系大学などに無料送付す

るほか、本財団が主催する各種行事や自然農法指導員を通じての配布を行い、賛助会員の拡大を図る。

テーマ 71号（9月1日発行予定）「食と健康」

70号（3月1日発行予定）「家庭菜園・自給菜園」

②刊行物の有償頒布

③「自然農法水稲栽培の手引き」出版（新規）

（2）シンポジウムの開催

外部有識者を招聘し、生産者、消費者を対象に、「環境」「農」「食」「健康」に関するシンポジウムを開催する。

開催場所：熊本会場と愛知会場 2 会場で開催する

開催時期：7月（熊本）、11月（愛知）

3）海外における実用化の推進と普及啓発事業

海外において自然農法の普及を行う政府組織や NGO への技術支援のための指導者派遣や現地での講習会開催による実用化の推進と英語版ウェブサイトや情報誌による普及啓発を行う。

（1）自然農法の実用化の推進

①自然農法国際研修会開催

海外において自然農法の研修会を開催する。

・開催予定 タイ国 平成 27 年 2 月

②海外の政府組織や NGO との連携事業

ア APNAN（アジア太平洋自然農業ネットワーク）と連携した自然農法の技術指導、

a APNAN 事務所への職員派遣と同事務所を拠点とした普及活動の実施

b APNAN 運営委員会への出席

イ 協定書締結国における普及活動

【協定書締結国】

ラオス：ビエンチャン農業林業局（EMプロジェクト課）への支援

ブータン：農林省（ブータン再生天然資源研究評議会学校農業プログラム）への支援

ウ 協定書締結国以外の国における普及活動

a NGO サラブリ救世自然農法センター（タイ）との技術交流

b いづのめランカ財団の要請に基づく講師派遣

c NGO いづのめ協会ネパール（ネパール）の要請に基づく講師派遣

d 中国各機関との連携

e ミャンマー自然農法ネットワーク（仮称）の設立の準備

f ロシア：沿海州EMセンターへの情報提供

g ニューージーランド：ニューージーランド自然農法協会への情報提供

③海外行事への役職員の派遣

ア 中国有機農業と自然農法国際フォーラムの開催

イ 第 18 回 IFOAM（国際有機農業運動連盟）有機農業世界大会並びに総会への代表者の派遣

④その他

海外視察団・来訪者の受入れ。

(2) 自然農法の普及啓発

①APNAN ニュース（APNAN の英語情報誌）の発行支援

英語版のニュース誌（APNAN ニュース）を年3回発行し、自然農法に関する情報を関係各国（対象44カ国）に無料提供する。

②英語版「自然農法栽培の手引き」の発行準備

③英語版「自然農法の指針と基準」の作成

3. 有機農業の分野における認定制度の運営及び交流、支援に関する事業 (公益目的事業3)

基本方針

国の「有機農業の推進に関する法律」に基づく基本方針は、有機農業に関する技術の開発・普及、研修教育の充実、消費者の理解と関心の増進等、農業者が有機農業に取り組むに当たっての条件整備を行うこととしている。自然農法の取り組みは歴史的には有機農業よりも古く、有機農業とは多くの共通性があり今日まで連携を図りながら共に進歩発展してきた。本事業では、有機農業の分野において、有機 JAS 認定を希望する有機農業者の検査認定を通じての流通支援や民間の有機農業推進団体との交流や支援を行うことにより、自然環境の保全、農業・農村の振興ならびに安全かつ良質な農産物の供給に資するとともに、社会における健康的な食生活の一層の定着促進に寄与する。

1) 有機 JAS 認定事業

有機 JAS の登録認定機関としての検査・認証業務を行う。

(1) 定期講習会の開催と有機 JAS 認定事業者の育成

(2) 認定業務の改善、充実

(3) 検査・判定体制の充実

(4) 認定事業に係わる関係機関への参画

①有機 JAS 登録認定機関協議会への参画

②有機 JAS 資材評価協議会への参画

2) 有機農業の分野における交流、支援事業

有機農業の分野における推進関係団体との交流や支援を行う。

(1) NPO 法人有機農業参入促進協議会（NPO 法人化申請中）への事務局支援

(2) NPO 法人全国有機農業推進協議会への参画

(3) IFOAM（国際有機農業連盟）への参加

(4) その他有機農業推進関係団体との交流